

小売電気事業者変更のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

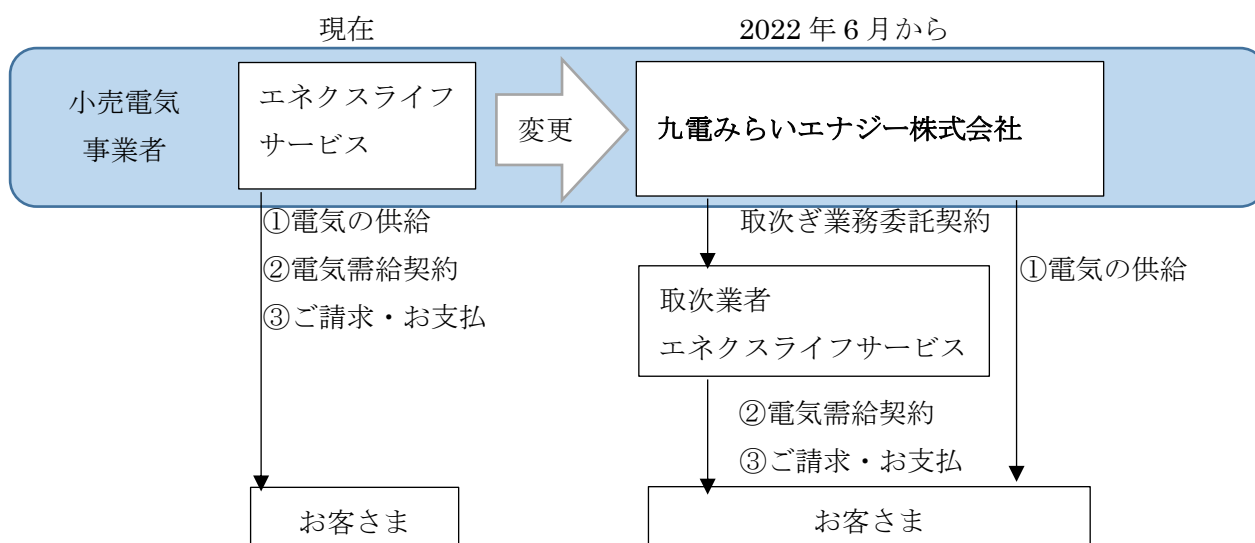
このたび当社は、電気の供給サービスを安定してお届けするため、また今後のさらなるサービスの向上を目指し、**2022年6月1日**から**九電みらいエナジー株式会社**と提携し、電気の供給元（小売電気事業者）を順次下記のとおり変更させていただきます。

なお、電気の供給元（小売電気事業者）以外の電気需給契約者、ご請求・お支払（取次業務）窓口ならびに主なご契約内容（電気料金メニュー・単価・お支払期日・ご契約期間等）は変更ございません。

謹白

記

1. 変更点



2. お問い合わせ先

専用ダイヤル 0120-250-087（平日・土日・祝日10：00～19：00）

3. 電気需給約款の主な変更内容

◆電気需給契約における変更点

- ・供給元：電気の供給元が当社エネクスライフサービスから九電みらいエナジー株式会社に変更となります。
- ・契約当事者 窓口：電気需給契約者ならびにご請求・お支払（取次業務）窓口は、引き続き当社となります。
- ・契約条件：供給元以外の電気料金メニュー、料金単価、お支払期日、ご契約期間等は変更ございません。

◆電気需給約款の主な変更内容の概要（条項の番号はいずれも変更後の番号を指します）

- ・電気の供給に関して

(変更前) 当社が低圧のお客さまに対して電気を供給する。

(変更後) 本小売電気事業者が提供する電力の供給サービスを当社が取り次ぐ。

※電気需給約款全体について、電気の供給元変更に伴う修正を行っております。

・第2条(用語の定義)について

15.(需要場所)

(変更前) 第2条15項にて記載の需要場所。

(変更後) 託送供給等約款の定めによる。

※実質的な内容に変更はございません。

25. 本小売電気事業者(追加)

当社との取次ぎ業務委託契約に基づきお客さまに電気を供給する小売電気事業者である九電みらいエナジー株式会社をいいます。

・第15条(請求方法、支払期日および料金の支払い方法)のお支払い方法について

(変更前) クレジット引き落とし。

(変更後) クレジット引き落としに加えて口座振替の方法が追加。

※お客さまは引き続きクレジット引き落としの方法によるお支払いが可能です。

・費用負担について

(変更前) 当社が一般送配電事業者から求められた費用に対し、お客さまにご請求を実施。

(変更後) 本小売電気事業者が一般送配電事業者から求められた費用に対し、当社への請求を踏まえ、当社がお客さまにご請求を実施。

対象条項：第22条、第23条、第27条第4項、第30条第3項

・第29条(当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更)について(追加)

当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が終了した場合について、以下の条項を追加しております。

「当社と本小売電気事業者との取次ぎ業務委託契約が解除その他の理由により終了し、当社と本小売電気事業者との協議に基づき、当社が指定する小売電気事業者から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨とその他必要な事項を当社が指定する小売電気事業者または本小売電気事業者に代わり、お客さまに当社が適切と考える方法により通知するものとし、この変更が生じた後、当社が指定する小売電気事業者は、遅滞なくその旨とその他必要な事項をお客さまに書面により通知するものとします。」

4. 個人情報の取り扱いに関するご案内

◆「電気事業法に係る個人情報の取り扱いについて」における記載の変更点

・5. 個人情報の共同利用【共同利用①】

(2) 共同利用する者の範囲

(変更前) 小売電気事業者：当社以外の小売電気事業者

(変更後) 小売電気事業者：九州電力、九電みらいエナジー、それ以外の小売電気事業者